新潟県条例第39号

新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第９項及び法第29条第４項において準用する場合を含む。）及び法第34条第７項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第２項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は特別保護指定区域（以下「指定猟法禁止区域等」という。）を表示する標識の寸法を定めるものとする。

（指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法）

第２条　指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法は、別表のとおりとする。ただし、当該標識のうち、次の各号のいずれにも該当する場合の制札の寸法については、この限りでない。

(1) 当該制札を既存工作物を利用して効果的に設置することができるとき。

(2) 当該制札を容易に視認できるとき。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">標　　識</th><th colspan="2">寸　　法</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">法第15条第13項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識</td><td rowspan="2">制札</td><td>表示面</td><td>１辺30センチメートル以上</td><td rowspan="2">立木竹等に固定させる場合にあっては、地上80センチメートル以上の場所で固定させること。</td></tr>
<tr><td>支柱の地表から表示面の下端まで</td><td>80センチメートル以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">法第28条第９項において準用する法第15条第13項に規定する鳥獣保護区を表示する標識</td><td rowspan="2">標柱</td><td colspan="2">地上120センチメートル以上</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>底面</td><td>１辺９センチメートル以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">制札</td><td>表示面</td><td>長辺45センチメートル以上
短辺36センチメートル以上</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>支柱の地表から表示面の下端まで</td><td>80センチメートル以上</td></tr>
<tr><td>支柱の底面</td><td>１辺７センチメートル以上</td><td>左に掲げる寸法の木材と同等以上の強度を有する鉄材等を支柱に用いる場合にあっては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">法第29条第４項において準用する法第15条第13項に規定する特別保護地区を表示する標識</td><td rowspan="2">標柱</td><td colspan="2">地上120センチメートル以上</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>底面</td><td>１辺９センチメートル以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">制札</td><td>表示面</td><td>長辺45センチメートル以上
短辺36センチメートル以上</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>支柱の地表から表示面の下端まで</td><td>80センチメートル以上</td></tr>
<tr><td>支柱の底面</td><td>１辺７センチメートル以上</td><td>左に掲げる寸法の木材と同等以上の強度を有する鉄材等を支柱に用</td></tr>
</table>

				いる場合にあっては、この限りでない。
法第34条第５項に規定する休猟区を表示する標識	標柱	地上120センチメートル以上		
		底面	１辺９センチメートル以上	
	制札	表示面	１辺30センチメートル以上	立木竹等に固定させる場合にあっては、地上80センチメートル以上の場所で固定させること。
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
法第35条第12項において準用する法第34条第５項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識	標柱	地上120センチメートル以上		
		底面	１辺９センチメートル以上	
	制札	表示面	長辺45センチメートル以上 短辺36センチメートル以上	
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
		支柱の底面	１辺７センチメートル以上	左に掲げる寸法の木材と同等以上の強度を有する鉄材等を支柱に用いる場合にあっては、この限りでない。
法第35条第12項において準用する法第34条第５項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識	制札	表示面	１辺30センチメートル以上	立木竹等に固定させる場合にあっては、地上80センチメートル以上の場所で固定させること。
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	
省令第37条第１項に規定する特別保護指定区域を表示する標識	制札	表示面	長辺90センチメートル以上 短辺70センチメートル以上	
		支柱の地表から表示面の下端まで	80センチメートル以上	

注　この表において「表示面」とは、制札のうち、指定猟法禁止区域等である旨が表示された部分をいう。